

法学セミナー 刑 法

詐欺罪

人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する(刑法246条1項)。

前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする(刑法246条2項)。

詐欺罪

1 意 義

詐欺罪とは、他人を欺いて**錯誤**に陥らせ、その錯誤に基づく**処分行爲**により**財物**又は**財産上の利益**を取得する罪をいう。

2 客 体

詐欺罪について規定している刑法246条は、1項と2項で客体が異なる。

1項の客体は**財物**、2項の客体は**財産上の利益**である。



財物とは、他人が占有する他の人の財物のことをいふけれど、犯人の所有物でも客体になることがあるよ(251条による242条の準用)。

成立要件

詐欺罪の成立には、① **欺く行為(欺罔行為)**、② **被害者の錯誤**、③ **処分行爲**、④ **財物**又は**財産上の利益**の移転、という4つの要素が必要であり、この4つの要素には**因果的連鎖**が必要である。



S・Aとリンク!!
TOPのS・A[14]、
TOP・MPDのS・A[17]と一緒に勉強しよう!



1 欺く行為(欺罔行為)

(1) 意 義

欺く行為とは、**人を錯誤に陥れる行為**のことをいい、**財産上の処分行爲**をさせるような錯誤に陥れる行為でなければならない。したがって、自動販売機に金属片を入れて品物を盗んだ場合は、機械をごまかしただけで人を欺いていないため、詐欺罪ではなく窃盗罪(刑法235条)が成立する。

(2) 手段・方法

欺く行為の手段・方法については、特に**制限はない**。また、**作為**によるか**不作為**によるかも問わない。例えば、釣銭を多く出されたのに気付きながら、そのまま黙ってもらっておく行為は、不作為による欺く行為に当たる。



判 例

欺く行為に当たる行為

- いつ倒産するか分からぬ状態で代金を払える能力等がないのに、それを隠して品物を注文した行為(最決昭43. 6. 6)。
- 預金通帳及びキャッシュカードを第三者に譲渡する目的を秘して、自己名義で預金口座の開設等を申し込む行為(最決平19. 7. 17)。
- 交付を受けた搭乗券を第三者(不法入国者)に渡して航空機に搭乗させる意思を秘して、航空会社社員に対し自己名義の搭乗券の交付を請求する行為(最決平22. 7. 29)。
- プリペイド式携帯電話機を第三者に無断譲渡する意図を秘して、自己名義で購入を申し込む行為(東京高判平24. 12. 13)。

(3) 欺く行為の相手方

詐欺罪における**欺かれた者**と**財産上の処分行爲者**(被害者)とは同一人であるのが通常である。ただし、欺かれた者と財産上の被害者が一致しない場合であっても、欺かれた者が**財産上の処分行爲を行ひ得る地位・権限**を有するときは、詐欺罪が成立する(最判昭45. 3. 26)。

例えば、商店の店員をだまして商品を取った場合は、

- 財産上の被害者 = 商店主
- 欺かれた者 = 店員

となり、財産上の被害者と欺かれた者が一致しないけれど、詐欺罪が成立するよ。



解 答

A巡査部長は、**逮捕状の緊急執行**により
甲男の身柄を拘束することができる。



第73条第3項の規定は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合にこれを準用する(刑訴法201条2項)。

勾引状又は勾留状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、前2項の規定にかかわらず、被告人に対し公訴事実の要旨及び令状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる。但し、令状は、できる限り速やかにこれを示さなければならない(刑訴法73条3項)。

通常逮捕

通常逮捕は、憲法33条に基づく**令状主義**により、逮捕状の発付を受けて行われます。司法警察職員(司法警察員及び司法巡査)は、逮捕状によって被疑者を**逮捕すること**ができます(刑訴法199条1項)。この場合、逮捕状を**被疑者に提示しなければなりません**(刑訴法201条1項)。



通常逮捕により甲を逮捕するためには、
逮捕状が必要となるね。

**逮捕状の緊急執行****1 意 義**

逮捕状が発せられているにもかかわらず、逮捕状を所持していないため提示できない場合において、急速を要するときは、**被疑事実の要旨及び逮捕状が発せられている旨**を告げて逮捕することをいいます(刑訴法201条2項・73条3項)。

2 要 件

- (1) 逮捕状の不所持
既に**逮捕状が発せられている**にもかかわらず、逮捕状を**所持していないことを**いいます。
- (2) 緊急性
逮捕状の緊急執行は、**急速を要するとき**に限って許されます。急速を要するときは、速やかに**逮捕しなければ被疑者が逃走**するなど、**事後**において逮捕することが**不可能又は著しく困難**になることをいいます。
- (3) 被疑事実の要旨の告知
被疑事実の要旨の告知は、被疑者に対し理由なく逮捕するものではないことを**一応理解させる**程度に告げれば足りますので、必ずしも被疑事実の要旨一切を**逐一告知**する必要はありません(東京高判昭28.12.14)。



A巡査部長は、被疑事実の要旨及び逮捕状の存在を告知した上で、甲男の身柄を拘束することができるね。



ア 罪名を告げたのみで被疑者が被疑事実の内容を了知し得る状況にある場合は、**罪名と逮捕状が発せられていることを告げたのみで逮捕しても違法とはなりません**(大阪高判昭36.12.11)。

イ 被疑者に対して逮捕状が出ている旨を告げただけで、被疑事実の要旨を告げずに逮捕する行為は、**重要な形式を履践していないため違法となります**(大阪高判昭32.7.22)。

逮捕状の緊急執行後の手続

緊急執行後、**できる限り速やかに令状を示さなければなりません**。これは、「直ちに」あるいは「速やかに」よりも許容範囲が広い概念ですが、あまり緩やかに解すべきではありません。警察としては、逮捕身柄を**48時間**以内に**検察官に送致**しなければならないことから(刑訴法203条1項)、原則として、この手持ち時間内に可能な限り逮捕状を提示するべきです。